

## 第10条（福祉サービスの提供における差別の禁止）

（福祉サービスの提供における差別の禁止）

第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制してはならない。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

### 【解説等】

この条は、福祉サービスの提供における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、福祉サービスの提供を受けることは重要なことであり、適切な福祉サービスが受けられる機会を保障するため、差別禁止の規定を設けるものです。

### << 第1項関係 >>

第1項は、障害のある人に対する福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことは重要であるにもかかわらず、そのような相談等を行うことなく、障害のある人の意思に反して、障害者支援施設等への入所等を強制してはならないことを定めたものです。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（10-1-1）においても、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活等を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行うことにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

10-1-1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔抄〕

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

「障害者支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項（10-1-2）に規定されているとおり、「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」のことです。

10-1-2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔抄〕

（定義）

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

2～11 〔略〕

12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

13～27 〔略〕

「その他福祉サービスの提供を行う施設」とは、児童福祉施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等の施設のことです（10-1-3～5）。

10-1-3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔抄〕

（定義）

第5条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

9～27 〔略〕

10-1-4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）〔抄〕

（法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第2条の3 法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。

（法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第2条の5 法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第2条の6 法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。

（法第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第5条 法第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

10-1-5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

〔略〕

「入所（入居を含む。）」と「入居」を記載している理由は、入所型の施

設のみならず、グループホームのような一般住宅等を利用した入居型の施設を含むものとするためです。

「通所の強制」とは、障害区分に応じて通所サービスが受けられる状況にはあるものの、通所を希望していない者に対し、通所しなければならない制度である等の誤認を生じさせ、通所に仕向けること等が挙げられます。

「相談及び支援」とは、福祉サービスの提供内容等に関し、障害のある人の状況に適切なものであるかについて、必要な情報の提供等を行うとともに、福祉サービスの総合的な利用に対する助言等を行うことを指します。

「障害のある人の意思に反して」とは、障害のある人の自己決定権を尊重しないことを指します。

したがって、障害のある人が納得せず拒絶しているにもかかわらず、施設入所等を強制してはなりません。

仮に、重度障害であり、障害のある人自身が意思表示を行うことが困難な場合であっても、できる限り本人の意思を確認するよう努め、家族の状況、地域の支援体制等を踏まえつつ、障害のある人自身にとって最善の選択となるよう運用することになります。

障害のある人の意思については、知的障害等により障害のある人本人が意思の表明を行うことが困難な場合もあることから、その場合には、その家族等の意思を尊重する必要があるため、「又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限り。）に反して」と規定しています。

「その家族等」には、障害のある人の家族だけでなく、成年後見人も含まれます。

## << 第2項関係 >>

第2項は、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならないことを規定しているものです。

第1項においては「障害を理由として」という規定があるものの、第2項に規定していないのは、第2項の文末を「不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない」と規定しており、この不均等待遇及び合理的配慮には「障害を理由とする」という内容が含まれるためです。

一方、「障害のある人に対して」は、差別を受ける対象を明確にするため、規定しています。

「障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合」としては、障害のある人が福祉サービスを利用している際に、病状の悪化等により体調を崩した場合に、医療等の適切な措置を採るために当該サービスを打ち切る場合等が挙げられます。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、事業所の利用定員数により利用申込みに応じきれない場合等が挙げられます。

なお、福祉サービスについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等（10-2-1～3）において、サービス提供の拒否に関する「正当な理由」が示されており、これらも「特別な事情がある場合」に該当するものです。

10-2-1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日 障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi\\_02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi_02.pdf)

### 第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護

#### 3 運営に関する基準

(1)・(2)〔略〕

(3) 提供拒否の禁止（基準第11条）

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合

利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合

入院治療が必要な場合

である。

(4)〔略〕

(5) サービス提供困難時の対応（基準第13条）

指定居宅介護事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合には、基準第13

条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6)～(30)〔略〕

提供拒否の禁止（基準第11条）及びサービス提供困難時の対応（基準第13条）は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第三）、療養介護（第四）、生活介護（第五）、短期入所（ショートステイ）（第六）、重度障害者等包括支援（第七）、共同生活介護（ケアホーム）（第八）、自立訓練（機能訓練）（第九）、自立訓練（生活訓練）（第十）、就労移行支援（第十一）、就労継続支援A型（第十二）、就労継続支援B型（第十三）及び共同生活援助（グループホーム）（第十四）に準用されます。

10-2-2 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日 障発第0126001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi\\_03.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi_03.pdf)

### 第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

#### 3 運営に関する基準

(1)・(2)〔略〕

(3) 提供拒否の禁止（基準第9条）

指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合  
入院治療の必要がある場合

当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。

(4)〔略〕

(5) サービス提供困難時の対応（基準第11条）

指定障害者支援施設等は、基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6)～(48)〔略〕

10-2-3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日 障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi\\_120330-23.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi_120330-23.pdf)

### 第三 児童発達支援

#### 3 運営に関する基準

(1)～(3)〔略〕

(4) 提供拒否の禁止（基準第14条）

指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、

当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合  
入院治療の必要がある場合

当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。

(5)〔略〕

(6) サービス提供困難時の対応（基準第16条）

指定児童発達支援事業者は、基準第14条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合には、同条の規定により、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(7)～(41)〔略〕

提供拒否の禁止（基準第14条）及びサービス提供困難時の対応（基準第16条）は、指定医療型児童発達支援（第四）、放課後等デイサービス（第五）及び保育所等訪問支援（第六）に準用されます。

なお、障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（10-2-4）によれば、やむを得ず身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たす必要があるとされ、その手続として「組織による決定と個別支援計画への記載」、「本人・家族への十分な説明」、「必要な事項の記録」が求められています。

10-2-4 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）〔抄〕

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisihakukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1. 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

車いすやベッドなどに縛り付ける。

手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく次の要件に沿って検討する方法などが考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

#### (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

##### 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

##### 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

##### 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

##### 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

##### 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

2・3 〔略〕

#### << 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

福祉サービスの提供における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

##### 不均等待遇の主な事例

- ・ 障害児の母親は働かずに子どもの面倒を見るべきとして、障害児の保育所への入所を拒むこと。
- ・ 設備及び人的体制が整っており対応可能であるにもかかわらず、重度の障害に伴う発作の可能性があると、障害のある人のショートステイの利用を拒むこと。

##### 合理的配慮の主な事例

- ・ 聴覚障害者に対し筆談等を交えて説明すること。
- ・ 知的障害者に対しゆっくりと分かりやすい言葉で説明すること。
- ・ 福祉サービス等の利用申込みに必要な書類を分かりやすく説明すること。
- ・ 本来受けられる福祉サービス等が享受できるような支援を行うこと。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、福祉サービスの提供者側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案にお

いて判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

#### << 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・ 重度障害により障害のある人本人の意思が確認できない場合で、家族等本人の代わりに意思の表明をすることができる者がいないときにおいて、地域の支援体制等を踏まえ、本人にとっての最善の選択として入所させること。

障害のある人本人の意思を確認する努力は必要ですが、重度障害によりそれができない場合には、地域の支援体制等を踏まえ、本人にとっての最善の選択として入所させることは、障害のある人自身の不利益となる行為ではないためです。

- ・ 65歳以上の障害のある人が障害福祉サービスを希望しているにもかかわらず、介護保険サービスを利用させること。

障害のある人であっても介護保険サービスを利用できる人は、厚生労働省の通知（10-2-5）に基づき、介護保険サービスを優先して利用することとなっています。そのため、この取扱いに反する形で障害福祉サービスを利用することを求める障害のある人に対して、これを断ったとしても差別とはなりません。ただし、サービス内容によっては、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものがあり、そのサービスについては、障害福祉サービスを利用できることとなっていますので、その際には、対応が必要です。

10-2-5 障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日 障企発第0328002号・障障発第0328002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai-shahukushi/kaiseihou/dl/tuuthi\\_111121\\_08.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/kaiseihou/dl/tuuthi_111121_08.pdf)

#### 1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(1) 介護保険の被保険者とならない者について 〔略〕

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

##### 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

##### 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓

練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

具体的な運用 [略]

(3) 補装具費と介護保険制度との適用関係 [略]

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。